



鳥取県公報

平成14年3月29日(金)
号外第65号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(9)(給与課).....1
	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(10) (〃).....6
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(11)(〃)...8
	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(12)(〃).....11
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則(13) (〃).....12
	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(14)(〃)...22
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則(15)(〃).....23

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第9号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後				改正前							
別表 (第2条、第3条関係)				別表 (第2条、第3条関係)							
組 織		職	区分	組 織		職	区分				
知		部 長 防災監 (人事委員会が承認したものに限る。)	1種	知		部 長 理 事 監	1種				
		理 事 監 防 災 監 次長 (国民文化祭推進局の次長を除く。)	2種			理 事 監 防 災 監 次長 (国民文化祭推進局の次長を除く。)	2種				
		副 出 納 長 局 長 県民室の室長 (人事委員会が承認したものに限る。)				3種		副 出 納 長 局 長 県民室の室長 (人事委員会が承認したものに限る。)	3種		
		工 事 検 査 室 の 室 長 (人事委員会が承認したものに限る。)						3種		工 事 検 査 室 の 室 長 (人事委員会が承認したものに限る。)	3種
		参 事 監 行 政 監 察 監								3種	
		課 長 県 民 室 の 室 長 工 事 検 査 室 の 室 長 国 内 交 流 推 進 室 の 室 長 国 民 文 化 祭 推 進 局 の 次 長	3種			課 長 県 民 室 の 室 長 工 事 検 査 室 の 室 長 国 民 文 化 祭 推 進 局 の 次 長	3種				
		福 利 厚 生 室 の 室 長 分 権 推 進 室 の 室 長				3種		福 利 厚 生 室 の 室 長 分 権 推 進 室 の 室 長	3種		

事	本	庁	過疎・中山間地域振興室の室長 企画戦略室の室長 介護保険室の室長 下水道室の室長 企画推進室の室長 産学官連携推進室の室長 企業立地推進室の室長 自然エネルギー開発推進室の室長 雇用政策室の室長 普及技術指導室の室長 地産地消推進室の室長 農村整備企画室の室長 林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 企画調整室の室長 土木防災室の室長 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 漁港室の室長 営繕企画室の室長 指導検査室の室長	4種	の	事	本	庁	国内交流推進室の室長 人権施策推進室の室長 過疎・中山間地域振興室の室長 企画戦略室の室長 介護保険室の室長 経済政策室の室長 企業立地推進室の室長 自然エネルギー開発推進室の室長 雇用政策室の室長 団体検査室の室長 地産地消推進室の室長 専門技術員室の室長 林業専門技術員室の室長 水産振興室の室長 企画技術室の室長 土木防災室の室長 高速道路推進室の室長 緑地公園室の室長 下水道室の室長 営繕企画室の室長 指導検査室の室長	4種	の	事
			略						略			
			略						略			

部	務	地	県税事務所	所 課	長 長	3種
				税 務 専 門 員		5種
			工事検査出張所	略		
				検 査 専 門 員		5種
			略			
			皆生小児療育センター	略		
				総 看 護 師 長		5種
			略			
			衛生環境研究所	略		
			略			
			境港水産事務所	所長 (人事委員会が承認したものに限る。)		2種
				所 長	次長 (人事委員会が承認したものに限る。)	3種
			略			
			地方 機	局長 (人事委員会が承認したものに限る。)	副局長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種
					局 長	
				地方県土整備局	副 局 長	課 長
室長 (鳥取環状道路建設推進室の室長に限る。)						

部	務	地	県税事務所	所 課	長 長	3種	
				工 事 検 査 出 張 所		5種	
			鳥取空港管理事務所	所 長	次長 (人事委員会が承認したものに限る。)	3種	
				略			
			皆生小児療育センター	略			
				総 婦 長		5種	
			略				
			衛生研究所	略			
			略				
			境港水産事務所	所 長		3種	
				略			
			地方 機	所長 (人事委員会が承認したものに限る。)	副所長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種	
					所 長		
				土木事務所	副 所 長	課 長	3種
					室 長		

局	関		室長	4種	
			用地専門員	5種	
		姫路鳥取線 用地事務所	所長	3種	
		旧中部ダム 予定地域振 興倉吉事務 所	略		
			副所長 課長	3種	
		鳥取空港管 理事務所	所長 次長 (人事委員会が承認したものに限る。)	3種	
		鳥取港湾事 務所	所長	3種	
		消防学校	校長 副校長	3種	
		略			
		教育委員会事務局	本庁	略	
教育企画室の室長 障害児教育室の室長 高校改革推進室の室長 妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室の室長	4種				
略					
略					
教育センター	略				

局	関					
		姫路鳥取線 用地事務所	所長	3種		
		鳥取港湾事 務所	所長	3種		
		旧中部ダム 予定地域振 興倉吉事務 所	略			
			副所長 課長	3種		
		消防学校	校長	3種		
		略				
		教育委員会事務局	本庁	略		
				教育企画室の室長 障害児教育室の室長 高校改革推進室の室長 妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備室の室長 美術館整備調査室の室長	4種	
				略		
略						
教育研修セ	略					

務 局 及 び 教 育 機 関	教 育 機 関	略		
		図 書 館	館長 (人事委員会が承認したものに限る。)	1種 又は 2種
			館長	3種
			次長	
		略		
		スポ ーツ セ ン タ ー	所長 (人事委員会が承認したものに限る。)	2種
			所長	3種
		略		
		略		

務 局 及 び 教 育 機 関	教 育 機 関	センター 略		
		図 書 館	館長 (人事委員会が承認したものに限る。)	1種
			館長	2種
			次長	3種
		略		
		スポ ーツ セ ン タ ー	所長	3種
			略	
		略		
		略		

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表の知事の事務部局の項中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める改正は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の施行の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>別表第1 (第2条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">給料表</th> <th style="width: 30%;">職 員</th> <th style="width: 50%;">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">教育職給料表(1) 教育職給料表(2)</td> <td>職務の級4級の職員</td> <td>100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)</td> </tr> <tr> <td>職務の級3級の職員</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>職務の級2級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)</td> <td>100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">職務の級1級の職員 (教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、人事委員会が定めるものに限る。)</td> <td style="border: 2px solid black;">100分の5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職 員	加算割合	略			教育職給料表(1) 教育職給料表(2)	職務の級4級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)	職務の級3級の職員	100分の10	職務の級2級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)	職務の級1級の職員 (教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、人事委員会が定めるものに限る。)	100分の5	略			備考 略			<p>別表第1 (第2条の3関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">給料表</th> <th style="width: 30%;">職 員</th> <th style="width: 50%;">加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">教育職給料表(1) 教育職給料表(2)</td> <td>職務の級4級の職員</td> <td>100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)</td> </tr> <tr> <td>職務の級3級の職員</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>職務の級2級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)</td> <td>100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考 略</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職 員	加算割合	略			教育職給料表(1) 教育職給料表(2)	職務の級4級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)	職務の級3級の職員	100分の10	職務の級2級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)	略			備考 略		
給料表	職 員	加算割合																																							
略																																									
教育職給料表(1) 教育職給料表(2)	職務の級4級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)																																							
	職務の級3級の職員	100分の10																																							
	職務の級2級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)																																							
	職務の級1級の職員 (教育職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、人事委員会が定めるものに限る。)	100分の5																																							
略																																									
備考 略																																									
給料表	職 員	加算割合																																							
略																																									
教育職給料表(1) 教育職給料表(2)	職務の級4級の職員	100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20)																																							
	職務の級3級の職員	100分の10																																							
	職務の級2級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の5 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の10)																																							
略																																									
備考 略																																									

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機 関		職 員	機 関		職 員
略			略		
知	本	庁	知	本	庁
		部長 理事監 防災監 次長 参事監 局長 行政監察監 課長 室長 (消防課消防防災情報室の室長を除く。) 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主任監察員 財政課主計員 管財課管理係長 職員課人事係長 職員課給与係長 監察員 職員課行政管理係長 副主監 (職員課福利厚生			部長 理事監 次長 参事監 防災監 局長 行政監察監 課長 室長 (消防課無線室の室長を除く。) 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主任監察員 財政課主計員 管財課管理係長 職員課人事係長 職員課給与係長 監察員 職員課行政管理係長 副主幹 (職員課福利厚生室の副主

事 の 事 務 部 局		室の副主幹に限る。) 水産課取締船長 職員課人事係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。) 職員課給与係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。) 職員課行政管理係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。)
	略	
	工事検査出張所	所長
	略	
	皆生小児療育センター	院長 副院長 事務長 <u>総看護師長</u>
	略	
	保健所	所長 保健予防課長 生活環境課長 <u>日野保健所の保健衛生課長</u>
	略	
	衛生環境研究所	略
	略	
	水産事務所	所長 <u>次長</u>
	略	
	地方県土整備局	局長 副局長 課長 室長 <u>参事</u>
	姫路鳥取線用地事務所	所長
	旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所	所長 副所長 課長

事 の 事 務 部 局		幹に限る。) 水産課取締船長 職員課人事係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。) 職員課給与係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。) 職員課行政管理係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。)
	略	
	工事検査出張所	所長
	鳥取空港管理事務所	所長 次長
	略	
	皆生小児療育センター	院長 副院長 事務長 <u>総婦長</u>
	略	
	保健所	所長 保健予防課長 生活環境課長
	略	
	衛生研究所	略
	略	
	水産事務所	所長
	略	
	土木事務所	所長 副所長 課長 室長
	姫路鳥取線用地事務所	所長
鳥取港湾事務所	所長 次長	
旧中部ダム予定地域振興倉吉事務所	所長 副所長 課長	

	鳥取空港管理事務所	所長 次長
	鳥取港湾事務所	所長 次長
	消 防 学 校	校長 副校長
出 納 局	副出納長 出納局長 課長 指導検査室長 課長補佐 出納課出納係長	
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	略	
	教育センター	所長 総務課長
	略	
略		
備考 略		

	消 防 学 校	校長
出 納 局	副出納長 出納局長 課長 課長補佐 審査課出納係長	
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局 等	略	
	教育研修センター	所長 庶務課長
	略	
略		
備考 略		

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表の知事の事務部局の項中「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める改正は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の施行の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第12号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																							
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">へき地学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市広瀬567番地2</td> <td>上小鴨小学校広瀬分校</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">準へき地学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2</td> <td>南小学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	所 在 地	学 校 名	級 別	略			倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1 級	略			所 在 地	学 校 名	東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2	南小学校	略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">へき地学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">級 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>倉吉市広瀬567番地2</td> <td>上小鴨小学校広瀬分校</td> <td style="text-align: center;">1 級</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">岩美郡国府町大字上地346番地</td> <td style="border: 2px solid black;">成器小学校上地分校</td> <td style="border: 2px solid black;">1 級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">準へき地学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所 在 地</th> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">岩美郡国府町大字栃本463番地4</td> <td style="border: 2px solid black;">大茅小学校</td> </tr> <tr> <td>東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2</td> <td>南小学校</td> </tr> </tbody> </table>	所 在 地	学 校 名	級 別	略			倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1 級	岩美郡国府町大字上地346番地	成器小学校上地分校	1 級	略			所 在 地	学 校 名	岩美郡国府町大字栃本463番地4	大茅小学校	東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2	南小学校
所 在 地	学 校 名	級 別																																						
略																																								
倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1 級																																						
略																																								
所 在 地	学 校 名																																							
東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2	南小学校																																							
略																																								
所 在 地	学 校 名	級 別																																						
略																																								
倉吉市広瀬567番地2	上小鴨小学校広瀬分校	1 級																																						
岩美郡国府町大字上地346番地	成器小学校上地分校	1 級																																						
略																																								
所 在 地	学 校 名																																							
岩美郡国府町大字栃本463番地4	大茅小学校																																							
東伯郡三朝町大字穴鴨166番地2	南小学校																																							

略

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第13号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和52年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後												改 正 前													
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）												別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）													
組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級

				専門指導員	専門指導員
		少年自然の家		係 長	係 長
				専門指導員	専門指導員
	略				
略					
知事の事務部局	本	庁		主 幹	主 幹
				副 主 幹	副 主 幹
	略				

		少年自然の家		係 長	係 長
	略				
略					
知事の事務部局	本	庁		主 幹	主 幹
				係 長	係 長
				副 主 幹	副 主 幹
	略				

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組 織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
略					
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略			
		教育センター		指導主事	指導主事
				研修主事	研修主事
	略				
		青年の家		係 長	係 長
			専門指導員	専門指導員	
		少年自然の家		係 長	係 長
			専門指導員	専門指導員	
	略				
略					

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組 織		職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
略					
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	略			
		教育研修センター		研修主事	研修主事
	略				
		青年の家		係 長	係 長
				係 長	係 長
		少年自然の家		係 長	係 長
	略				
略					

知事の事務部局	本	庁		主 幹	主 幹	
				副 主 幹	副 主 幹	
	略					

知事の事務部局	本	庁		主 幹	主 幹	
				係 長	係 長	
				副 主 幹	副 主 幹	
	略					

別表第5 研究職給料表級別職務分類表（第2条関係）

組 織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局の地方機関	研 究 員	研 究 員	部 長 分 場 長 室 長 科 長 試 験 地 長 室 長 補 佐 特 別 研 究 員 研 究 員	所 長 場 長 研 究 技 監 次 長 専 門 研 究 員	産 業 技 術 セ ン タ ー の 所 長 農 業 試 験 場、 畜 産 試 験 場 及 び 水 産 試 験 場 の 場 長
教育機関	学 芸 員	学 芸 員	課 長 補 佐 係 長 学 芸 員	課 長 専 門 学 芸 員	
	略				

備考 略

別表第5 研究職給料表級別職務分類表（第2条関係）

組 織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局の地方機関	研 究 員	研 究 員	部 長 分 場 長 室 長 科 長 試 験 地 長 特 別 研 究 員 研 究 員	所 長 場 長 研 究 技 監 次 長 専 門 研 究 員	産 業 技 術 セ ン タ ー の 所 長 農 業 試 験 場、 畜 産 試 験 場 及 び 水 産 試 験 場 の 場 長
教育委員 会事務局 及び教育 機関	教育委員 会事務局	学 芸 員	学 芸 員	学 芸 員	専 門 学 芸 員
	教育機関	学 芸 員	学 芸 員	課 長 補 佐 係 長 学 芸 員	課 長 専 門 学 芸 員
	略				

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組 織			職務の級			
			1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	地方機関	日野総合事務所			局 長 課 長	
		略				
		衛生環境研究所	研 究 員	室 長 研 究 員	所 長 室 長 研 究 員	所 長
	略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組 織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事 務部局	略	共 通	診療放射 線技師	薬 剤 師	副 主 幹	副 主 幹	主 幹	技 幹
			理学療法 士	診療放射 線技師	薬 剤 師	薬 剤 師	副 主 幹	
			栄 養 士	理学療法 士	理学療法 士	主 任		
			衛生技師	理学療法 士	理学療法 士			
			作業療法 士	理学療法 士	理学療法 士			
			言語聴覚 士	衛生技師	衛生技師			
				衛生技師	衛生技師			
				作業療法 士	作業療法 士			
				作業療法 士	作業療法 士			
				言語聴覚 士	言語聴覚 士			

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組 織			職務の級			
			1 級	2 級	3 級	4 級
知事の事務部局	地方機関	日野総合事務所		課 長	局 長 課 長	
		略				
		衛生研究所	研 究 員	科 長 研 究 員	所 長 科 長 研 究 員	所 長
	略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組 織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事 務部局	略	共 通	診療放射 線技師	薬 剤 師	副 主 幹	副 主 幹	副 主 幹	技 幹
			理学療法 士	診療放射 線技師	薬 剤 師	薬 剤 師	主 任	
			栄 養 士	理学療法 士	理学療法 士	理学療法 士		
			衛生技師	理学療法 士	理学療法 士	理学療法 士		
			作業療法 士	理学療法 士	理学療法 士	理学療法 士		
			言語聴覚 士	衛生技師	衛生技師	衛生技師		
				衛生技師	衛生技師	衛生技師		
				作業療法 士	作業療法 士	作業療法 士		
				作業療法 士	作業療法 士	作業療法 士		
				言語聴覚 士	言語聴覚 士	言語聴覚 士		

		理療師 歯科衛生士	士 理療師 歯科衛生士	言語聴覚士 士 理療師 歯科衛生士	言語聴覚士 士 理療師 歯科衛生士			
--	--	--------------	-------------------	----------------------------	----------------------------	--	--	--

備考 略

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級 組 織		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		知事の 事務部	皆生小児療 育センター			看護師長	看護師長	看護師長
局	共 通	准看護師	助産師 看護師 准看護師	助産師 看護師 准看護師	助産師 看護師 准看護師	技 幹 助産師 看護師	技 幹	

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1知事の事務部局の項及び別表第6の改正（「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。）は、鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例（平成14年鳥取県条例第9号）の施行の日から施行する。

		理療師 歯科衛生士	士 理療師 歯科衛生士	言語聴覚士 士 理療師 歯科衛生士	言語聴覚士 士 理療師 歯科衛生士			
--	--	--------------	-------------------	----------------------------	----------------------------	--	--	--

備考 略

別表第8 医療職給料表(3)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級 組 織		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		知事の 事務部	皆生小児療 育センター			婦 長	婦 長	婦 長
局	共 通	准看護師 准看護師	助産婦 看護師 看護師 准看護師 准看護師	助産婦 看護師 看護師 准看護師 准看護師	助産婦 看護師 看護師 准看護師 准看護師	技 幹 助産婦 看護師 看護師	技 幹	

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第14号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第5条第1号に掲げる事由が生じた場合</p> <p>2 略</p>	<p>(子が死亡した場合等の届出)</p> <p>第5条 育児休業をしている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 条例第5条に規定する事由が生じた場合</p> <p>2 略</p>
<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第5条の2 条例第5条の3第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第5条の2 条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

附 則

この規則は、平成14年 4月 1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の2 条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第10条の2 条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、<u>同項の規定による請求</u>(以下この条から第10条の4までにおいて「請求」という。)に係る子の同居の親族であって次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>16歳以上の者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間（6月以内の期間に限る。）の初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）を明らかにして、制限開始日の1月前までに条例第10条の2第1項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

2～4 略

第10条の4 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

- (1) 請求に係る子が死亡した場合
- (2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 請求をした職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第10条の2各号のいずれにも該当することとなった場合

2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条の5 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間（6月以内の期間に限る。）の初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。

2～4 略

第10条の4 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

- (1) 請求に係る子が死亡した場合
- (2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合
- (3) 職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 深夜において、請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として第10条の2の規定に該当するものがあることとなった場合

2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の6 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第10条の2第2項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

2 任命権者は、前項の請求書が提出された場合には、条例第10条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第10条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、請求の事由について確認する必要があると認めるときは、請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第10条の7 前条第1項の請求書が提出された日から時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

(1) 請求に係る子が死亡した場合

(2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 請求をした職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第10条の5各号のいずれにも該当することとなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3 職員は、第1項各号に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく、人事委員会が別に定める届出書により、その旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の8 条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第10条の3及び第10条の4(同条第1項第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第10条の2第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の5 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1)及び(2)略

2 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第10条の2から前条までの規定は、要介護者(条例第10条の2第2項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の2各号列記以外の部分中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第2項において準用する同条第1項」と、「同項」とあるのは「条例第10条の2第2項において準用する同条第1項」と、「子」とあるのは「要介護者」と、第10条の2第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者の職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み

替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の9 第10条の6及び第10条の7(同条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の6第1項から第3項までの規定中「第10条の2第2項」とあるのは「第10条の2第4項」と、第10条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 条例第8条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれ</p>	<p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 条例第8条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、<u>同項の規定による</u></p>

にも該当する者とする。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間（6月以内の期間に限る。）の初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）を明らかにして、制限開始日の1月前までに条例第8条の2第1項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

2～4 略

第9条の4 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

- (1) 請求に係る子が死亡した場合
- (2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 請求をした職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第9条の2各号のいずれにも該当することとなった場合

2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第9条の5 条例第8条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれ

請求（以下この条から第9条の4までにおいて「請求」という。）に係る子の同居の親族であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 16歳以上の者であること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間（6月以内の期間に限る。）の初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。

2～4 略

第9条の4 前条第1項の請求書が提出された日から制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

- (1) 請求に係る子が死亡した場合
- (2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合
- (3) 職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 深夜において、請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として第9条の2の規定に該当するものがあることとなった場合

2～4 略

にも該当する者とする。

- (1) 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の6 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第8条の2第2項の請求(以下この条及び次条において「請求」という。)を行うものとする。

- 2 市町村教育委員会は、前項の請求書が提出された場合には、条例第8条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 市町村教育委員会は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 市町村教育委員会は、請求の事由について確認する必要があると認めるときは、請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第9条の7 前条第1項の請求書が提出された日から時間外勤務制限開始日の前日まで、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求はされなかったものとみなす。

- (1) 請求に係る子が死亡した場合
- (2) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 請求をした職員が請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 請求をした職員の配偶者で請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第9条の5各号のいずれにも該当することとなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
- (2) 請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3 職員は、第1項各号に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく、人事委員会が別に定める届出書により、その旨を市町村教育委員会に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の8 条例第8条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第8条の2第3項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第9条の3及び第9条の4(同条第1項第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第8条の2第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条の2第

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の5 条例第8条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第8条の2第2項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第9条の2から前条までの規定は、要介護者(条例第8条の2第2項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の2各号列記以外の部分中「第8条の2第1項」とあるのは

1項」とあるのは「第8条の2第3項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

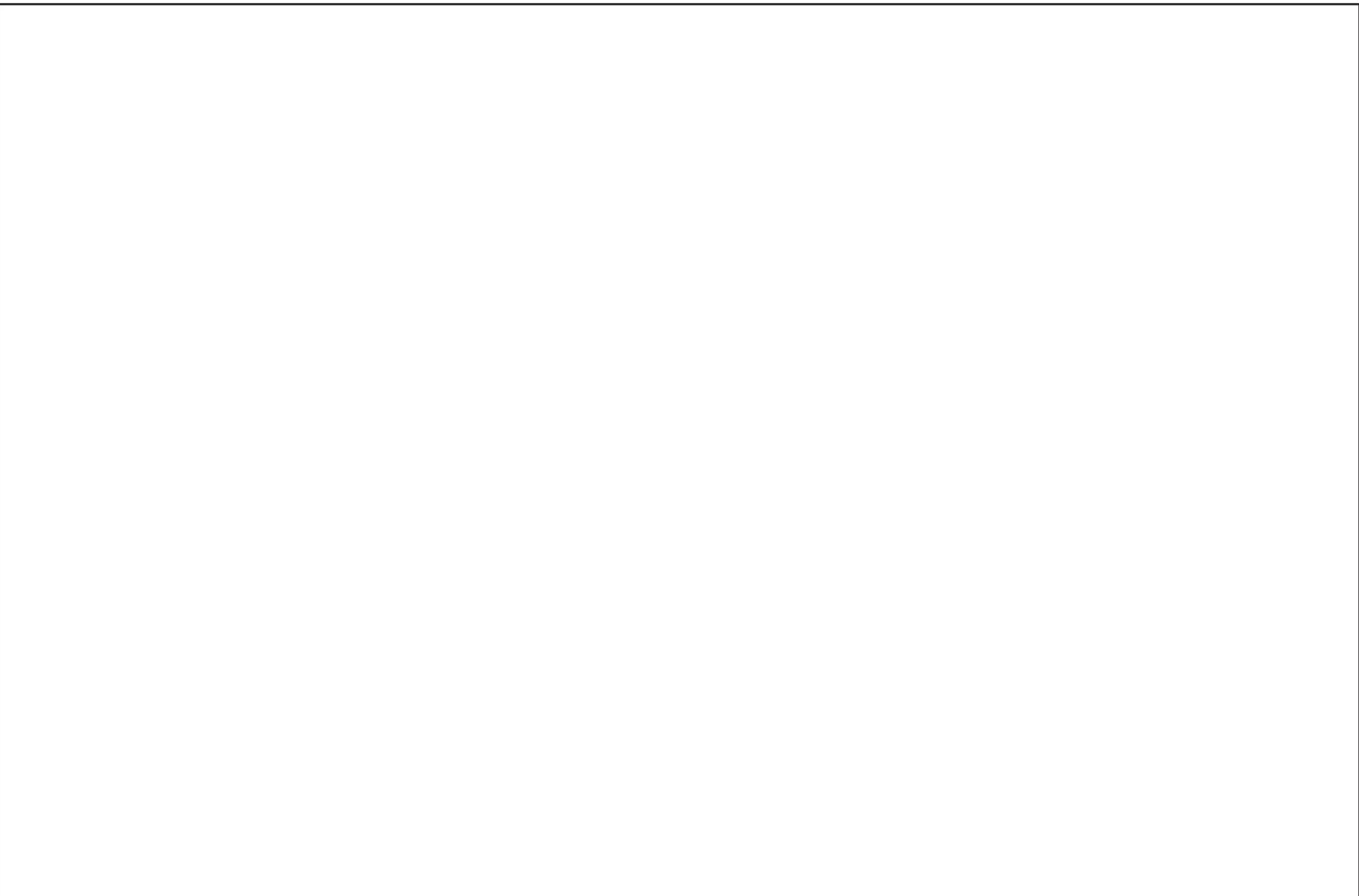
(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の9 第9条の6及び第9条の7（同条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の6第1項から第3項までの規定中「第8条の2第2項」とあるのは「第8条の2第4項」と、第9条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

「第8条の2第2項において準用する同条第1項」と、「同項」とあるのは「条例第8条の2第2項において準用する同条第1項」と、「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の2第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者の職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。



発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥 取 県
(URL:<http://www.pref.tottori.jp>)

【定価 1部 1か月2,200円 (送料を含む。)】



五紙配合率100%再生紙を使用した1冊です